

薩摩川内市工事成績評定評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、薩摩川内市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項について定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 薩摩川内市工事成績評定通知実施要領第6条に基づく受注者の説明請求に対する文書による回答に係る事項
- (2) 工事成績評定の通知に関する事項
- (3) その他工事成績評定の運用に関する事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長、建設部長、水道局長、契約検査課長及び当該工事の主管部長

- 2 委員長は、総務部長とする。
- 3 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 委員長が不在の場合は、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員が出席できないときは、当該委員があらかじめ指名した者が代理で出席できるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 委員長は必要に応じて、関係課の職員の出席を求め、当該工事の成績評定に係る意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、委員会の審議事項が緊急を要し、または、軽易であると認めたときは、第2項の規定にかかわらず、持回り会議に付し、これを決することができる。

(会議録の作成)

第5条 委員会を開催した時は、会議録を作成するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、契約検査課とする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月24日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から適用する。